

議案第四十一号

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年七月十六日

提出者 港区长 清 家 愛

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

港区奨学資金に関する条例（昭和三十四年港区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項の学資支給金（以下この項において「学資支給金」という。）の支給又は法第八条第一項の規定による授業料の減免（以下この項において「授業料減免」という。）を受ける資格を有する者に対する奨学金の給付額については、同表に定める額から当該者が受けることができる学資支給金の支給額及び授業料減免の額の年当たりの合計額を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額）を控除した額とする。

第三条の二中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項に次の

ただし書を加える。

ただし、法第八条第一項の規定による入学金の減免（以下この項において「入学金減免」という。）を受ける資格を有する者に対する当該資金の給付額については、同表に定める額から当該者が受けることができる入学金減免の額を控除した額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額）とする。

第三条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第十条第二項第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。）に在学する者（当年度分（四月分から九月分までの給付額を決定する場合にあつては、前年度分。以下同じ。）の区市町村住民税のうち所得割課税額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第二号に規定する所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用するものとする。）をいう。以下同じ。）が零円以上十九万九千六百円未満の世帯に属する者に限る。）に対する奨学金の給付額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を前項に規定する給付額に加算するものとする。

- 一 大学（夜間学部を除く。） 月額 一万九千五百円
- 二 大学（夜間学部に限る。） 月額 一万円

- 三 短期大学（夜間学科を除く。） 月額 一万三千円
  - 四 短期大学（夜間学科に限る。） 月額 七千五百円
  - 五 高等専門学校 月額 一万九千五百円
  - 六 専修学校（夜間学科を除く。） 月額 一万二千三百円
  - 七 専修学校（夜間学科に限る。） 月額 八千二百円
  - 八 通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校 月額 二千八百円
- 別表第一及び別表第二を次のように改める。

## 付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の港区奨学資金に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の港区奨学資金に関する条例第三条の二第一項及び第二項の規定に基づいて給付された奨学金は、改正後の条例第三条の二第一項及び第三項の規定による奨学金の内払とみなす。

### （説 明）

給付型奨学金の給付対象及び給付額を拡大するとともに、私立大学等の理工農系の学部若しくは学科に在学し、又は入学する学生等に対する給付額の上乗せを行うため、本案を提出いたします。

別表第1 奨学金の給付額（第3条の2関係）

区 分		給付額（月額）			
		A区分	B区分	C区分	
		当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が0円以 上87,800円未満の 世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が87,800 円以上154,500円 未満の世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が154,500 円以上199,600円 未満の世帯	
大 学	学部 (夜間学 部を除く。)	国立及び公立（自宅通学）	73,900円	49,200円	24,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	111,400円	74,200円	37,100円
		私立（自宅通学）	96,700円	64,400円	32,200円
		私立（自宅通学以外）	134,200円	89,400円	44,700円
	夜間学部	国立及び公立（自宅通学）	51,600円	34,300円	17,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	89,100円	59,300円	29,700円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円	22,700円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円	35,200円
短 期 大 学	学科 (夜間学 科を除く。)	国立及び公立（自宅通学）	61,700円	41,100円	20,600円
		国立及び公立（自宅通学以外）	99,200円	66,100円	33,100円
		私立（自宅通学）	90,000円	60,000円	30,000円
		私立（自宅通学以外）	127,500円	85,000円	42,500円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	45,500円	30,300円	15,200円
		国立及び公立（自宅通学以外）	83,000円	55,300円	27,700円
		私立（自宅通学）	68,300円	45,500円	22,700円
		私立（自宅通学以外）	105,800円	70,500円	35,200円
高 等 専 門 学 校	国立及び公立（自宅通学）	37,100円	24,700円	12,400円	
	国立及び公立（自宅通学以外）	53,800円	35,900円	18,000円	
	私立（自宅通学）	85,100円	56,700円	28,400円	
	私立（自宅通学以外）	101,700円	67,700円	33,900円	
専 修 学 校	学科 (夜間学 科を除く。)	国立及び公立（自宅通学）	43,100円	28,700円	14,400円
		国立及び公立（自宅通学以外）	80,600円	53,700円	26,900円
		私立（自宅通学）	87,500円	58,300円	29,100円
		私立（自宅通学以外）	125,000円	83,300円	41,600円
	夜間学科	国立及び公立（自宅通学）	36,200円	24,100円	12,100円
		国立及び公立（自宅通学以外）	73,700円	49,100円	24,600円
		私立（自宅通学）	70,800円	47,200円	23,600円
		私立（自宅通学以外）	108,300円	72,200円	36,100円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専修学校		4,300円	2,900円	1,500円	

備考 この表において「自宅通学」とは、給付奨学生がその生計を維持する者と同居し、又はこれに準ずると認められる場合であつて、確認大学等に通学することをいう。

別表第2 入学に際して必要とする資金の給付額（第3条の2関係）

区 分		給付額			
		A区分	B区分	C区分	
		当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が0円以 上87,800円未満の 世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が87,800 円以上154,500円 未満の世帯	当年度分の区市町 村民税のうち所得 割課税額が154,500 円以上199,600円 未満の世帯	
大 学	学部（夜間学 部を除く。）	国立及び公立	282,000円	188,000円	94,000円
		私立	260,000円	173,300円	86,600円
	夜間学部	国立及び公立	141,000円	94,000円	47,000円
		私立	140,000円	93,300円	46,600円
短 期 大 学	学科（夜間学 科を除く。）	国立及び公立	169,200円	112,800円	56,400円
		私立	250,000円	166,600円	83,300円
	夜間学科	国立及び公立	84,600円	56,400円	28,200円
		私立	170,000円	113,300円	56,600円
高 等 専 門 学 校	国立及び公立	84,600円	56,400円	28,200円	
	私立	130,000円	86,600円	43,300円	
専 修 学 校	学科（夜間学 科を除く。）	国立及び公立	70,000円	46,600円	23,300円
		私立	160,000円	106,600円	53,300円
	夜間学科	国立及び公立	35,000円	23,300円	11,600円
		私立	140,000円	93,300円	46,600円
通信による教育を行う大学、短期大学及び専 修学校			0円	0円	0円